

I-2 地域公共交通バリア解消促進等事業
(1) 鉄道・軌道

地域鉄道関係支援制度

～地域鉄道の安全性向上・バリア解消等の取り組みを支援～

生活交通ネットワーク計画(生活交通改善事業計画を含む)の策定



◆趣旨・目的

生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、またバリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動にあたっての様々な障害の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を図る。

◆事業内容

既存鉄道駅のバリアフリー化、地域鉄道の安全性向上に資する設備整備、バリアフリー化されたまちづくりの一環としてのLRT、ICカードの導入等公共交通の利用環境改善を支援する。

◇補助対象

- 鉄軌道事業者
(利用環境改善事業の生活支援機能施設については、その子会社を含む)

◇補助率等

1/3

▼ 担当部課(問い合わせ先)

中部運輸局 鉄道部計画課 TEL.052-952-8033

バリア解消促進等事業（地域鉄道の安全性の向上）

支援スキーム

- 協議会（都道府県、市町村又は事業ごと）において、事業の目的・内容・効果、費用負担、事業内容と事業主体等を記載した生活交通ネットワーク計画を策定し、国（運輸局）へ提出。
※当該計画は、バリア解消促進等事業のみの計画として作成することも可。
- 協議会が策定した生活交通ネットワーク計画に位置付けのある事業について、当該事業を実施する事業者が国（運輸局）へ補助申請。交付決定、事業実施を経て事業実績の報告の後、国から事業者に対し補助金交付。

制度のポイント

- 旧「鉄道軌道輸送対策事業」に相当する支援制度。
 - 事業実施の前提として、地域の協議会での議論を経て生活交通ネットワーク計画を策定。
 - 事業費の1/3を国が補助。地方自治体の協議補助を要件とせず、事業費の分担については協議会で議論し、生活交通ネットワーク計画に記載。
- （旧「鉄道軌道輸送対策事業」との変更点）
- 「全事業経常損益」基準から「鉄道事業経常損益」基準に変更
 - 第3種鉄道事業者である地方公共団体を全て対象とする
 - 設備投資工事（機能向上、老朽更新）に加えて、車両（検査時整備等）、線路設備（橋梁・トンネル補修等）に係る修繕工事も採択
 - 制度上、地方自治体の協議補助要件がなくなりますが、事業採択・補助金配分に際しては、地方自治体の協議補助の有無・規模を十分に勘案

バリア解消促進等事業（バリアフリー化・利用環境改善）

支援スキーム

- 協議会（都道府県、市町村又は事業ごと）において、事業の目的・必要性、定量的な目標・効果、事業内容と事業実施者、費用の総額・負担者・負担額等を記載した生活交通ネットワーク計画を策定し、国（運輸局等）へ提出。
- 協議会が策定した生活交通ネットワーク計画に位置付けのある事業について、当該事業を実施する事業者が国（運輸局等）へ補助申請。事業実績の報告の後、国から事業者に対し補助金交付。

制度のポイント

- 事業実施の前提として、地域の協議会での議論を経て生活交通ネットワーク計画を策定。（平成22年度以前に採択された交通施設バリアフリー化設備等整備費補助金の継続事業に関しては、経過措置として計画策定を必要としない。）
- 補助対象経費の1/3（※）を国が補助。地方自治体の協調補助を要件とせず、事業費の分担については協議会で議論し、生活交通ネットワーク計画に記載。（※）ノンステップバス及びリフト付きバスの導入については1/4又は差額の1/2